

高齢者交通安全ニュース



令和2年4月号

令和2年4月9日
埼玉県警察本部交通総務課

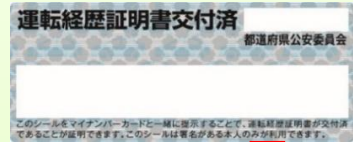
「運転経歴証明書」交付済シールの交付開始！

～ 令和2年4月1日（水）から ～

運転免許窓口において、「**運転経歴証明書**」
交付済シールの交付が始まりました！

このシールとマイナンバーカードを一緒に提示することで、「運転経歴証明書」が交付済みであることが証明できるようになりました。

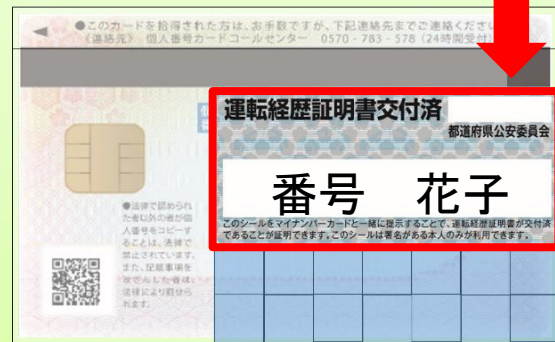
交付済シール



マイナンバーカードの
ケース裏面に貼付



マイナンバーカード(表面)

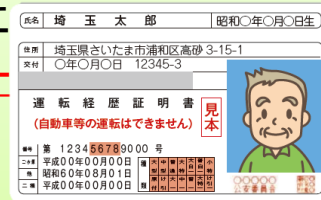


マイナンバーカード(裏面)

「シルバー・サポーター制度」協賛事業所でも対応可能

このシールにより、タクシー料金の割引等の各種サービスを受けられる「シルバー・サポーター制度」協賛事業所において、**運転経歴証明書の本体が無くても、シールとマイナンバーカードを一緒に提示することで、同様の割引等**が受けられるようになりました。

※ 制度の対象は、原則65歳以上



運転経歴証明書

- 運転経歴証明書に関するお問い合わせ
県内の各警察署又は
埼玉県警察運転免許センター 運転免許課

☎ 048-543-2001

- シルバー・サポーター制度に関するお問い合わせ
埼玉県警察本部交通総務課 高齢者対策係

☎ 048-832-0110

※ 何れも受付時間は、平日の8:30～17:15